

権利擁護サポーター養成講座（市民後見人養成講座）について

<概要>

一般市民が成年後見人等となる「市民後見人」の養成講座は令和 4 年度まで障害福祉課所管事業として委託にて開催をしていましたが、高齢者支援、地域での支援も含めた「権利擁護」に携わる担い手の確保のため、令和 5 年度より「権利擁護サポーター養成講座」と名称を変更して実施します。カリキュラムを充実させ、地域包括ケア推進課が所管となり講座を開催します。

講座は市内全域に広く人材を確保するため、基礎研修となる講座を市内 2 か所で時期を変え実施します。また、基礎研修の修了者や現業としている方に対し、継続して業務にあたるよう、対応力向上のためのフォロー研修も実施します。

基礎講座終了者は地域での見守り活動(ボランティア等)に役立てて頂くほか、障害者成年後見支援センターの法人後見の事務執行者(補助)や、市社会福祉協議会の実施する日常生活自立支援事業の生活支援員に従事可能なことを案内していきます。

第 2 期成年後見制度利用促進基本計画(国)では地域連携ネットワークづくりの推進が示されており、その中で市民後見人や法人後見の担い手の育成が優先事項として掲げられています。

「令和 4 年度市民後見人養成研修カリキュラムおよび市民後見人の活躍促進に関する調査研究事業報告書」を参考に令和 5 年度権利擁護サポーター養成講座のカリキュラムを作成しております。

<開催要項(予定)>

・権利擁護サポーター養成講座(基礎講座)

開催日時：1 開催あたり 4 日間にかけて実施。全日10時開始。15時～16時終了(資料2-3参照)。

1期目(船橋市役所本庁舎 会議室)

10月21日(土)、10月28日(土)、11月11日(土)、11月25日(土)

2期目(三咲公民館 会議室)

1月17日(水)、1月18日(木)、1月24日(水)、1月25日(木)

募集人員：各 20 名程度

募集対象：船橋市在住、もしくは在勤で権利擁護等に関し興味、意欲がある人。

※1期については行政機関職員、講師関係者数名については聴講として参加を認める。

カリキュラム：別紙資料2-3参照

周知方法：広報ふなばし、市ホームページ、ふなばしオレンジネット(メールサービス)にて周知

ちらしの配布(資料2-2)

配布先：(地区)社会福祉協議会、障害者成年後見支援センター、障害福祉課、保健所、保健総務課、地域包括ケア推進課、市内公民館、市民活動サポートセンター

1期目については9月中旬実施の後見制度講演会講座内でも配布

・フォローアップ研修

開催日時： 2月27日（火）13時から16時30分（船橋市役所本庁舎 会議室）

募集人員： 40名程度

募集対象： サポーター養成講座 基礎講座 修了者を主な対象とする。

法人後見支援員、日常生活自立支援事業の生活支援員など権利擁護に関連する業務に従事している方も対象。

※行政関係機関、講師関係者数名は聴講を可とする。

カリキュラム：

周知方法：基礎講座終了者、従事先団体に個別にて案内。

講座名	主な内容	講師	対応する国の示す基本カリキュラム（改訂版）	時間割
オリエンテーション（10分）	講座の目的 フォローについて	地域包括ケア推進課		13時 ～13時10分
対人援助技術（60分）	対人援助技術としての自己覚知、傾聴、共感の姿勢	千葉県社会福祉士会	対人援助の基礎	13時10分 ～14時10分
活動報告（ワーク）（60分）	受講者が活動する中での課題、感じた事の個人ワーク、グループワーク	千葉県社会福祉士会 PAC ガーディアンズ 権利擁護センターぱれっと	現役市民後見人による実践報告	14時20分 ～ 15時20分
意思決定支援について（60分）	意思決定支援と代行決定	大学教授	意思決定支援	15時30分 ～16時30分